

青谷高等学校いじめ防止基本方針

1 本校におけるいじめ防止とは

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを絶対に許さないという共通認識のもとに、いじめ防止のための対策を行う。

(2) いじめの定義と態様

(ア) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）の第2条の規定を踏まえ、いじめを次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

(イ) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、陰口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

(3) いじめに対する基本的な認識

いじめについて、以下の点について共通の認識をもって対処していく。

(ア) いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。

(イ) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性がある。

(ウ) いじめは、全ての生徒に関する問題であり、生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめ問題に対する理解を深める。

(エ) いじめの防止や解決は、学校だけではなく、生徒、家庭、地域、関係機関等と連携して取り組む。

(オ) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映でもある。いじめの問題に対しても教職員、保護者が「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識を共有し取り組む。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制

(ア) 「青谷高等学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの未然防止や早期発見、またいじめ発生時の対処にあたる中核を担う組織として、「青谷高等学校いじめ対策委員会」を設置する。

(イ) 「いじめ対策委員会」の構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は、以下のとおりとし、校長を委員長とし、生徒指導部が主管する。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、人権・保健部長（人権教育主任）
教育相談担当、中退担当職員、養護教諭、各年次主任
その他校長が必要と認めた職員

ただし、「青谷高等学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成や検証を行う場合には、保護者代表2名（PTA会長、生活指導部長）と生徒代表2名を加えて、拡大いじめ対策委員会を開催するものとする。原則として、年度初めと年度末の2回開催する。

(ウ) 「いじめ対策委員会」の役割

「いじめ対策委員会」は、以下の事項に取り組む。

- ①未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的調査及び検証
- ②教職員の共通理解と意識啓発
- ③生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥発見されたいじめ事案への対応

(2) 未然防止のための取組

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、事前の働きかけ、未然防止の取組を行う。

- ①生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍する学校づくりの推進。
- ②教師の不適切な認識や、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりする言動を許さない。
- ③特別活動を充実させ、集団での望ましい人間関係づくりを図り、規範意識を高める。
 - ・講演等の実施により、生徒が自ら気づく・学ぶ機会を提供していく。
 - ・生徒自らが、人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことを目指す。
- ④情報教育を充実させ、情報モラルを高める。
- ⑤地域・保護者に「青谷高等学校いじめ防止基本方針」を周知し、一層の連携を図る。

3 いじめの早期発見にむけて

いじめを早期に発見するために、生徒の日頃の言動からいじめのサインを見逃さない。
健康観察やアンケート等から生徒のささいな変化に気づき、情報の確実な共有と、速やかな対応を行う。

- ①生徒の発する以下のサインに目を向ける。

遅刻欠席が多い。体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をききたがらない。
無視される。からかわれる。急によく保健室・トイレに行く。衣服が汚れている。
体に傷やあざがある。自転車がパンクする。ぽつんと一人でいる。使い走りをさせられる。
発言で爆笑が起きる。プロレスの技を仕掛けられる。持ち物が隠される。落書きされる。
あだ名で呼ばれる。必要以上のお金を持っている。

- ②生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ③暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

- ④個別教育相談を身近に感じさせ、自分から相談できる学校の雰囲気をつくる。
- ⑤定期的に年に2回いじめアンケートを実施し、生徒の実態を把握する。
- ⑥保護者・地域からの情報を大切にして連携を一層深めるとともに、家庭におけるいじめのサイン、友人からの訴えによって早期発見ができるようにする。

4 いじめが確認された場合の組織的な対応

(1) いじめ対策委員会の役割

- ①いじめの疑いがある行為が発見された場合、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ②いじめの程度や状況によって「平常時の対応」か「重大事態発生時の対応」かという見極めを行う。学校だけでは判断しかねる場合は、県教育委員会内にある「いじめ・不登校総合対策センター」に相談し、判断を仰ぐものとする。なお、ここでいう「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、次のとおり定義する。
 - ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※いじめられて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったときは、その報告を真摯に受け止め、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ③いじめであると判断した場合、被害生徒のケア、加害生徒の指導などの対応を指示し、問題の解消まで学校全体での取組を推進する。

(2) 平常時の対応

- ①本人からの申告や他の生徒の目撃、「いじめに関するアンケート」等によりいじめと疑われる行為を把握した場合、速やかに管理職に報告するとともに、関係職員による会議を開き、状況の確認・今後の対応について協議する。
- ②被害生徒や加害生徒、周囲の生徒からの聞き取りを行った結果、いじめの事実が認められた場合、「いじめ対策委員会」を開き、今後の指導方針や対応について協議する。なお、事案によっては生徒指導委員会を開催する。
- ③被害生徒に対しては、心配や不安を取り除いて安心して学校生活が送れるように支援を行う。
- ④加害生徒に対しては、いじめは決して許されないと毅然とした態度で向き合うとともに、他人の心の痛みや苦しみについて気づき、周囲に配慮する姿勢を養えるよう指導する。なお、加害生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤いじめを把握した場合、被害・加害の生徒だけの問題にとどまることなく、学級や部活動などの集団に対して、生徒一人一人が自らの問題として考えることができるように指導を行う。
- ⑥被害生徒の保護者と加害生徒の保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめ解決のために、当該保護者と連携して生徒の指導やケアにあたる。
- ⑦いじめが把握され、「いじめ対策委員会」が開かれた場合、直近の職員朝礼で教職員へいじめが起こったことを伝える。さらに、発生したいじめの詳細について職員会議で報告し、指導についての共通理解を図る。

- ⑧学校単独で対応することが困難と判断した場合には、高等学校課と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。
- ⑨いじめが起こったことが確認された場合は、高等学校課へ校長が一報を入れ、指導経過などを逐次必要に応じて報告を行う。また、いじめ報告書を作成し、高等学校課へ送付する。

(3) 重大事態発生時の対応

- ①重大事態に対処するため、速やかに事実関係を明確にする調査を行う。同時に、管理職は県教育委員会に対し、重大事態が発生した旨の報告をする。
- ②事案に応じて外部からの専門家（弁護士やスクールカウンセラーなど）の派遣が必要な場合には、県教育委員会と協議し、「いじめ対策委員会」に専門家を加えた「調査委員会」を立ち上げ、速やかに調査を行い、事態に対処する。
- ③学校は、被害生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を取りながら対応する。
- ⑤県教育委員会へ調査結果を報告する。
- ⑥被害生徒及びその保護者に対し、調査結果の報告と今後の対応を説明し、理解を得る。
- ⑦加害生徒への継続指導を行う。
- ⑧被害生徒への寄り添いと、継続的な心のケアを行うとともに、定期的に保護者に適切な情報を提供する。
- ⑨全校集会や特設 LHR を実施するなど生徒個人の問題ではなく、生徒一人一人の問題であることを自覚させ、いじめを許さない姿勢を育成する。

5 関係機関等との連携

(1) 県教育委員会との連携

いじめ問題全体に対する相談及び報告
重大事態が発生した場合

(2) 県警察本部

生徒が自殺を企図した場合
身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合

(3) 児童相談所

加害生徒の家庭の教育力に問題がある場合

(4) 法務局

インターネット上でいじめが疑われ、学校内で対応が困難な場合

(5) 子供の悩みサポートチーム

いじめ防止等の対策のための組織のメンバーの派遣
重大事態発生時における調査のための専門家の派遣

(6) いじめ問題検証委員会（人権局）

重大事態発生時における調査のための指導助言

(7) 専門家（精神科医、臨床心理士、弁護士等）

生徒が自殺を企図した場合

精神性の疾患を発症した場合

被害生徒または保護者が学校を相手に訴訟を起こした場合（起こす可能性がある場合）

(8) P T A

いじめに関わる情報提供

6 年間の取組

(1) いじめの未然防止、及び、早期発見に向けて、以下の具体的取組を行う。

- ①いじめアンケート（年2回）
- ②Hyp e r - QU検査（年2回）
- ③生徒面談（年間5回程度）
- ④Hyp e r - QU検査職員研修会（年2回）

(2) いじめ防止に関する取組として、以下のLHR、及び講演会を行う。

- ①人権教育LHR
- ②人権教育講演会
- ③性教育LHR
- ④性に関する講演会
- ⑤携帯・スマホマナー講演会
- ⑥いのちの講演会

(3) 上記（1）（2）の年間計画は別表に定める。

附 則

この基本方針は、平成26年5月12日から施行する。

平成27年7月15日改定。

平成29年4月25日改定。

平成31年4月22日改定。

令和4年度4月21日改定。